

災害時要配慮者のために

要配慮者、避難行動要支援者に安心と安全を

高齢者、障がい者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時に自ら避難することが困難であり、その円滑な避難の確保を図るために支援を必要とする方を「避難行動要支援者」といいます。このような方々を災害から守るために、みなさんが協力していきましょう。

※町内会・自治会単位で、普段から要配慮者を支援する体制に努めましょう。

高齢者・寝たきりの方のために

日頃の備え

- 室内はできるだけ広くして、家具、棚の上に重いもの、角のあるものを置かない。



災害時には

- あわてて外に飛び出さない。

介護者へ

- 緊急のときは、おぶって安全な場所まで避難する。
- 複数の介助者で対応する。
- 不安を取り除くように声をかける。

耳が不自由な方のために

日頃の備え

- 日常から筆記用具を携帯しておく。

災害時には

- メモなどで、正確な情報を周囲の人間に聞く。

介護者へ

- 話をするときは、口の開け方をハッキリとし、相手に解りやすいようにする。
- 手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。



目が不自由な方のために

日頃の備え

- 白杖は必ず手の届くところに置いておく。
- 家具等の配置の変更は本人に必ず伝える。

災害時には

- 災害発生時には笛などを吹き、居場所を知らせる。
- 周りの人に安全な場所までの誘導を依頼する。



肢体が不自由な方のために

日頃の備え

- 室内の安全スペースの確保と、家具等の転倒防止策を十分にする。

災害時には

- 無理な行動をとることを避けながらも、頭部を座布団や手で守る。
- 車椅子は安全な場所に止め、介助者の協力を求める。

介護者へ

- 階段では、2人以上が必要。上りは前向き、下りは後ろ向きにして移動する。
- 介助者が1人の場合、ひもなどを利用し、おぶって避難する。



傷病のある方のために

日頃の備え

- 通院が不可能になった場合に備え、主治医のアドバイスを受けておく。
- 常備薬や特殊な治療の蓄えについて、かかりつけの医療機関に相談する。
- おくすり手帳を常に携帯する。

災害時には

- かかりつけの医療機関の状況を確認する。
- 帰宅できない状況で、さしつかれた治療の必要がある場合は、最寄りの医療機関か防災関係機関に相談する。

介護者へ

- かかりつけの医療機関をはじめ、病院や救護所などの情報収集の手助けをする。

